

個人情報の第三者への提供に対する「黙示の合意」について

個人情報保護法では、個人情報取扱業者(当健康保険組合を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者へ提供してはならないとされていますが、厚生労働省の健康保険組合等におけるガイドラインでは被保険者にとって不利となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者から特段明確な意思表示がないものについては、黙示による包括的な同意が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健康保険組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものとして、黙示による包括的な同意が得られたものとして取り扱います。同意されない方は当健康保険組合までお申し出ください。

1. 高額療養費を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること(ただし、任意継続被保険者は直接送金する)。
2. 給付金(傷病手当金、療養費等)を事業主経由で支給すること(ただし、任意継続被保険者は直接送金する)。
3. 補助金(インフルエンザ予防接種費用等)を事業主経由で支給すること(ただし、任意継続被保険者は直接送金する)。
4. 医療費通知を世帯まとめて被保険者に行うこと。
5. ジェネリック通知を世帯まとめて被保険者に行うこと。
6. 医療費適正化通知を世帯まとめて被保険者に行うこと。
7. 「資格情報のお知らせ」(個人番号下4桁を含まない)を世帯まとめて封入すること。
8. 健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」の一部機能を事業主が利用するとき、事業主の所属社員の登録情報を事業主が閲覧できること。